大阪市と一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会との

空家等対策に資する不動産無料相談会の開催に関する基本協定書

　大阪市（以下「甲」という。）と一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）は、すべての区役所において、空き家問題、不動産の賃貸及び売買や宅建業法に関する一般的な相談を受けられる不動産無料相談会の定期的な開催に向け、次のとおり基本協定を締結する。

（相談会開催の目的）

1. 近年社会問題となっている空き家に関する周辺とのトラブルを未然に防止するための相談をはじめ、市民が生活する上で生じる不動産の賃貸及び売買や宅建業法に関する一般的な相談に応じて助言を行い市民の利益保護に資することを目的とする。

（役割）

第２条　甲は、相談会の実施にあたっては市民に対して周知を行うとともに、プライバシーに配慮した場所を無償で提供する。

２　乙は不動産に関する専門的知識を有した相談員を派遣し、市民が生活する上で生じる不動産の賃貸及び売買や宅建業法に関する一般的な相談等に応じて助言を行う。

（甲の各区役所及び乙の各支部における協定又は覚書の締結）

第３条　甲のすべての区役所及び乙の大阪市内を担当する各支部は、各区役所における不動産無料相談の開催に必要な事項を協議し、協定又は覚書の締結を行う。ただし、すでに協定又は覚書が締結されている場合においては、この限りではない。

（期間）

第４条　本協定は、締結日から効力を有するものとし、両者のいずれかからの書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協定内容の変更）

第５条 両者は協議の上で、本協定の内容を変更できるものとする。

（その他）

第６条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、両者が協議し決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲と乙がそれぞれ記名の上、各自１通を保管する。

平成31年３月４日

 甲　大阪市北区中之島１丁目３番20号

大阪市長　　（自　署）

 乙　大阪市中央区船越町２丁目２番１号

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会

会長　　　 （自　署）